

株式会社クロバー 払戻金表

入社後の自己都合退職に伴う払戻金制度

採用決定者が入社後 3 カ月未満の間に、本人の都合による退職又は本人の責に基づく解雇により、雇用契約が終了した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を返還する。

(1) 入社後 1 カ月未満に雇用契約が終了した場合

70%

(2) 入社後 3 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合

50%

(3) 入社後 3 ヶ月以上雇用契約が継続

返還なし

許可番号 2 5 - ユ - 3 0 0 1 2 0

事業所名称 株式会社クロバー

事業所所在地 滋賀県長浜市列見町 292 番地